

平成17年3月31日
長崎県公安委員会規則第8号
最終改正 令和5年8月8日

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会
に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 法第108条の29第1項の規定による推進委員の委嘱は、辞令等により行うものとする。

2 前項の辞令等の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

3 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、推進委員の委嘱に当たっては、規則第6条に規定する身分証明書及び規則第7条に規定する標章（以下「身分証明書等」という。）を貸与するものとする。

第3条 削除

(活動区域及び定数)

第4条 推進委員の活動区域及び定数は、別表のとおりとする。

(指導)

第5条 規則第9条に規定する公安委員会の指導は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第4条に規定する活動内容に関すること。
- (2) 規則第5条に規定する活動上の注意等に関すること。
- (3) 受傷事故防止に関すること。

(解嘱)

第6条 規則第10条の規定による通知は、別記様式第2号の通知書により行うものとする。

2 法第108条の29第5項の規定による推進委員の解嘱は、辞令等により行うものとする。

3 前項の辞令等の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(辞職の承認)

第7条 公安委員会は、推進委員から辞職の申出があった場合において、その辞職を承認するときは、辞令等により行うものとする。

2 前項の辞令等の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(公示)

第8条 公安委員会は、推進委員を委嘱したときにあつては当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を、推進委員を解嘱し、又は辞職の承認をしたときにあつては当該推進委員の氏名、活動区域及び委嘱を解いた日を長崎県公報に公示するものとする。

(身分証明書等の再交付及び返納)

第9条 推進委員は、身分証明書等が毀損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたときは、速やかに、活動区域を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）に届け出なければならない。

2 所轄署長は、前項の届出を受けたときは、事実の有無を確認し、再交付の手続を執るものとする。

3 推進委員は、任期が満了したとき、法第108条の29第5項の規定により解嘱されたとき、又は辞職が承認されたときは、速やかに、身分証明書等を別記様式第5号の返納書により、所轄署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

(意見の申出)

第10条 規則第13条の文書は、別記様式第6号のとおりとする。

(報告又は資料の提出)

第11条 規則第14条に規定する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第7号により行うものとする。

(勧告)

第12条 規則第15条の規定による改善の勧告は、別記様式第8号の勧告書により行うものとする。

(細目の委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、推進委員の運用に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は 平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年長崎県公安委員会規則第6号)

この規則は 平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年長崎県公安委員会規則第6号)

この規則は 平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成28年1月29日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年長崎県公安委員会規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第2条第1項の規定により交付を受けている委嘱状は、この規則による改正後の長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第2条第1項の辞令等とみなす。

別表（第4条関係）

長崎県地域交通安全活動推進委員の活動区域及び定数

| 活 動 区 域 | 定 数 |
|-------------|-----|
| 長崎警察署管轄区域 | 36 |
| 大浦警察署管轄区域 | 13 |
| 浦上警察署管轄区域 | 23 |
| 時津警察署管轄区域 | 12 |
| 西海警察署管轄区域 | 6 |
| 諫早警察署管轄区域 | 22 |
| 雲仙警察署管轄区域 | 9 |
| 島原警察署管轄区域 | 8 |
| 南島原警察署管轄区域 | 7 |
| 大村警察署管轄区域 | 14 |
| 川棚警察署管轄区域 | 6 |
| 早岐警察署管轄区域 | 11 |
| 佐世保警察署管轄区域 | 27 |
| 相浦警察署管轄区域 | 8 |
| 江迎警察署管轄区域 | 6 |
| 松浦警察署管轄区域 | 5 |
| 平戸警察署管轄区域 | 7 |
| 五島警察署管轄区域 | 8 |
| 新上五島警察署管轄区域 | 6 |
| 壱岐警察署管轄区域 | 5 |
| 対馬南警察署管轄区域 | 7 |
| 対馬北警察署管轄区域 | 4 |
| 合 計 | 250 |

別記様式第1号（第2条関係）

| | |
|--|--------------|
| <p>(氏名)</p> | <p>(現職名)</p> |
| <p>(発令事項)</p> <p>道路交 通 法 第 1 0 8 条 の 2 9 第 1 項 の 規 定 に よ り 地 区 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 に 委 嘱 し ま す</p> | |
| <p>(発令年月日及び任命権者)</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会</p> | |

長公委（ ）第 号
年 月 日

様

長崎県公安委員会

通 知 書

道路交通法第108条の29第5項の規定により 地区地域交通安全活動推進委員を解嘱する予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 解嘱の理由

- 2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記日時・場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭できないときは、 年 月 日までに担当（電話 ）に連絡してください。

別記様式第3号（第6条関係）

| | |
|---|---|
| <p>(氏名)</p> | <p>(現職名)</p> <p>地区 地域交通安全活動推進委員</p> |
| <p>(発令事項)</p> <p>道路交通法第108条の29第5項 第 号の規定により 地区地域交通安全活 動推進委員を解嘱します</p> | |
| <p>(発令年月日及び任命権者)</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会</p> | |

別記様式第4号（第7条関係）

| | |
|---|---|
| <p>(氏名)</p> | <p>(現職名)</p> <p>地区 地域交通安全活動推進委員</p> |
| <p>(発令事項)</p> <p>地区地域交通安全活動推進委員の 辞職を承認します</p> | |
| <p>(発令年月日及び任命権者)</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会</p> | |

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

地区地域交通安全活動推進委員

氏名

返 納 書

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第9条第3項の規定に基づき、次のとおり返納します。

記

- 1 返納年月日
- 2 返納理由
- 3 返納品
- 4 その他

年 月 日

長崎県公安委員会
（ 警察署長） 殿

地区地域交通安全活動推進委員協議会
会長

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して次のとおり意見を申し出ます。

記

- 1 意見の内容
- 2 理由
- 3 参考資料

長公委（ ）第 号
年 月 日

地区地域交通安全活動推進委員協議会

会長 様

長崎県公安委員会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議

会に関する規則第14条の規定に基づき、次のとおり

報 告

資料の提出

を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

長公委（ ）第 号
年 月 日

地区地域交通安全活動推進委員協議会

会長 様

長崎県公安委員会

勧 告 書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで